

村山地域生活困窮者就労準備支援事業業務仕様書

1 業務の名称

村山地域生活困窮者就労準備支援事業業務

2 業務の目的

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象者

本事業を利用する旨の支援決定を受けた村山地域の各町に居住する生活保護受給者を含む生活困窮者を対象とする。

ただし、委託者が支援することを必要と認めた場合、村山地域の各市に居住する生活保護受給者を含む生活困窮者も対象とすることができる。

5 人員配置

就労準備支援担当者1人以上を配置し、そのうち1人以上は常勤とすること。就労準備支援担当者は、人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の知識を有する者であることが望ましい。

6 業務の内容

以下の業務を行う。

- (1) 就労準備支援事業の対象者は、複合的な課題を抱え、生活のリズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で直ちに就労することが困難な者であり、利用者の状況に応じ、利用者の課題、支援の目標・具体的な内容を文書化した就労準備支援プログラムを作成する。
- (2) 就労準備支援プログラムに基づき、利用者との信頼関係を構築しつつ本人の主体性を引き出しながら、日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援等を行い、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

7 業務の具体的な実施方法

(1) 支援方針

- ① 支援対象者が早期に安定的な自立生活を営むことを目指して、課題解決を図るとともに、関係機関と連携して支援を行う。
- ② 就労準備支援担当者が支援を行うに当たっては、支援対象者と認識や目標の共有を図りつつ信頼関係を構築した上で、支援対象者の状況や変化に応じて、計画的かつ一貫して支援を行う。
- ③ 地域の協力事業所等で就労体験を行う場合は、適切な実施を図る観点から、就労準備支援担当者も同行するなどにより、就労体験の実施状況を確認する。
- ④ 業務の実施に当たっては、以下の手引き等に基づいた運営を行うこと。
 - ・「就労準備支援事業の運営に関する手引き」(平成27年3月6日発出)

(2) 就労準備支援事業

- ① 就労準備支援計画の作成については、支援対象者毎に作成し、支援実施の進捗状況に応じた評価、見直しを行うこと。
- ② 日常生活自立支援について、社会生活に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床・出勤する習慣付けを行うほか、短時間の軽微な業務を通じて挨拶や言葉遣いなどの訓練により自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行うこと。
- ③ 社会生活自立支援については、就労の前段階として社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行い、社会参加能力の習得を目指すこと。
- ④ 就労自立支援については、継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法や知識の習得及び公共職業安定所の利用方法や面接の対応方法などの訓練を行い、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指すこと。

8 業務報告

- (1) 受託者は、毎月の委託事業の実施状況をとりまとめ、以下の①から③までについては、翌月 10 日までに、④、⑤については随時、委託者に報告すること。
 - ① 利用者毎の就労準備支援プログラム作成状況
 - ② 利用者毎の支援実績
 - ③ 支援の成果
 - ④ 利用者からの意見・苦情
 - ⑤ その他必要と認める事由
- (2) 業務完了後は、すみやかに業務完了報告書及び委託料精算書を提出すること。

9 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区別して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。

10 業務実施上の留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月 13 日付け山形県条例第 62 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

また、支援対象者については、支援内容の必要性から国や自治体等の関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用することができない。また、業務委託終了後も同様とする。

11 その他

受託者は本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と協議を行い、その指示に従うこととする。